

◎新潟県連合海区漁業調整委員会指示第1号

新潟県沖合海域におけるずわいがにの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成25年3月29日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
毎年5月1日から9月30日までの間、ずわいがにの採捕を禁止する。 <u>ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。</u>	毎年5月1日から9月30日までの間、ずわいがにの採捕を禁止する。